

平成22年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成22年11月5日（金）

新宿区みどり土木部みどり公園課

平成22年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成22年11月5日（金）

午前10時00分～午後12時08分

本庁舎6階 第三委員会室

1 開 会

2 審 議

- (1) 特別保護樹木の指定について
- (2) 保護樹木等の指定及び解除について
- (3) 新宿区みどり公園基金の処分について

3 報 告

- (1) みどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について
- (2) 緑確保の総合的な方針の策定について
- (3) 新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針について

4 連絡事項等

5 閉 会

○配付資料一覧

- 資料1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第10期）
- 資料2 みどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について
- 資料3 特別保護樹木の指定について
- 資料4 保護樹木等の指定及び解除について
- 資料5 新宿区みどり公園基金の処分について
- 資料6 緑確保の総合的な方針の策定について
- 資料7 魅力ある身近な公園づくり基本方針について
- 参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則、新宿区みどり公園基金条例
- 参 考 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 参 考 緑確保の総合的な方針（概要版）
- 参 考 魅力ある身近な公園づくり基本方針（概要版・本編）

参 考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）

参 考 新宿区みどりの実態調査報告書（第6次）（回収資料）

審議会委員 12名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	池 邊 このみ	委 員	斉 藤 馨
委 員	渋 江 桂 子	委 員	金 田 宣 紀
委 員	武 山 昭 英	委 員	林 直 樹
委 員	藤 野 美千代	委 員	椎 名 豊 勝
委 員	土 屋 正	委 員	藤 田 茂

◎はじめに

みどり公園課長 定刻になりましたので、ただいまから平成22年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の城倉と申します。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴を希望されている方が2名お見えになっております。事務局といたしましては、本日の審議内容から公開しても差し支えないと思われるため、公開をさせていただきたく委員の皆様への御了承をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして平成22年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして本当にありがとうございます。本日の会議につきましては、かなり盛りだくさん議題がございますけれども、12時を目途に終了したいと考えております。よろしくお願いいたします。

何点か御注意を申し上げます。

マイクの使用方法についてですけれども、御発言の際にはお手元の4番のボタンを押していただき、御発言をお願いいたします。終わりましたら、5番のボタンを押していただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事進行を会長をお願いいたします。熊谷会長、よろしくお願いいたします。

◎開会

熊谷会長 かしこまりました。

皆さん、おはようございます。

それでは、これより平成22年度第1回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

最初に、事務局より本日の出席状況について御報告をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、出席状況について御報告いたします。

本日は、渡辺委員から御欠席の御連絡をいただいております。それと、まだ御連絡いただ

いていませんけれども、齊藤委員と高橋委員、まだお見えになっておりませんが、本日、15名中12名出席ということで、本審議会は成立ということになります。

よろしく願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日配付の資料について御報告いたします。

まず、開催通知を皆さんに事前にお配りはしていると思いますが、ちょっと内容が違ったのがございます。緑確保の総合的な方針のところ、「方針の策定及び見直しについて」という御案内をさしあげましたけれども、「緑確保の総合的な方針の策定について」と訂正させていただいております。

それでは、資料の確認をします。

資料1といたしまして、新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第10期）、A4、1枚でございます。資料2といたしまして、みどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について、A4の裏表、1枚でございます。資料3といたしまして、特別保護樹木の指定について、これもA4、資料1枚でございます。資料4といたしまして、保護樹木等の指定及び解除について、これもA4、裏表、資料1枚でございます。続きまして、資料5、新宿区みどり公園基金の処分について、これもA4、裏表、1枚でございます。次、資料6、緑確保の総合的な方針の策定について、表紙1枚でございます。資料7といたしまして、新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針について、これ裏表、資料1枚でございます。

参考資料として、新宿区みどりの条例・同施行規則、みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック、それから緑確保の総合的な方針の概要版、魅力ある身近な公園づくり基本方針につきましては概要版と本編、それから、みどりの基本計画、それと新宿区みどりの実態調査報告書（第6次）、この2点については後ほど回収をさせていただきたいと存じます。

資料の不足がございましたら、お手を挙げていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは。

熊谷会長 ありがとうございます。

◎みどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について

熊谷会長 それでは、議事に入らせていただきます。

お手元にお配りしました議事次第では審議となってございますけれども、せんだって行われましたみどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について、まず事務局より報告をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、事務局より報告をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、22年9月27日に開催いたしましたみどりの推進審議会小委員会について、資料2に基づき御報告をいたします。

先日開催いたしましたみどりの推進審議会小委員会は、新宿区みどりの条例第28条の2の規定に基づき設けられておりまして、審議事項は保護樹木等の指定及び解除、それからみどり公園基金の処分でございます。これらの審議事項について、迅速な判断が必要な場合、かつ早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に開催するものでございます。

委員は、みどりの推進審議会のうち、会長が指名する8名以内で構成され、委員の過半数の出席により成立するというようになっております。

先日の小委員会は、小委員会を設置するという規定を設けて最初の小委員会で行われました。8名の小委員会の委員中、5名の委員に出席をいただきまして成立しているということで開催をされました。

保護樹木の指定及び解除についての御審議をしていただきました。御審議いただいた案件は、資料2の裏面のとおりでございます。

小委員会で審議いたしました経過及び結果につきましては、みどりの条例施行規則第32条の2第3項の規定により、審議会に報告することとなっております。

審議に当たりましては、資料2の4、中段より下の部分ですけれども、1、山吹町のケヤキについて、2、北新宿三丁目のクスについて、3、保護樹木制度全般についてといった御意見をいただいた上で、保護樹木の指定・解除、両方ともお認めいただきました。いただいた意見については、所有者のほうへ申し入れ等を行ったところでございます。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

以上、報告がございましたが、ここでもし御質問等があればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

御質問がないようでございますので、議事次第に従いまして審議に入らせていただきます。

◎特別保護樹木の指定について

熊谷会長 まずは特別保護樹木の指定について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、特別保護樹木の指定について、資料3に基づきまして御説明をいたします。

担当の職員から映像を交えて御説明させていただきます。申しわけございませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局 担当の宮田でございます。これからパワーポイントで説明いたしますので、失礼いたしますが、着席させていただきます。

熊谷会長 はい、どうぞ。

事務局 特別保護樹木の指定についてです。

昨年度、審議会の中でも特別保護樹木の制度につきまして御説明してまいりましたけれども、今年度初めての指定の案件がございましたので、こちらのほうで案件について御審議いただければと思います。

それでは、特別保護樹木の指定につきまして、まず昨年度も説明してまいりましたが、お手元の資料のほうにも書いてございますので、後ほど読んでいただきたいんですが、特別保護樹木制度について簡単に説明いたします。

新宿区みどりの条例第12条及び同施行規則第6条の規定に基づきまして指定した保護樹木等のうち、地域を代表する樹木等、特に重要と認められます樹木を特別保護樹木として指定し、保護育成することを目的に、平成22年2月1日に新宿区みどりの文化財（特別保護樹木）指定要綱を施行いたしました。

指定の対象になります樹木につきましては、景観重要樹木、また要綱に定める以下の基準を満たす樹木ということで、学術上もしくは歴史上の価値または希少性が高いもの、地域の象徴となっているもの、樹勢及び樹形が良好で、将来の生育空間が確保されているもの、所有者等が、滅失、枯死、その他やむを得ない事由以外の事由により、当該樹木を伐採しないことを同意していることが基準の条件になっています。

想定規模は、年間3本程度指定していきたいというふうに思っております。

特別保護樹木制度の助成内容ですが、維持管理方針の策定、樹木医による診断、剪定・施肥等、その他、必要に応じまして支柱の設置、土壌改良、樹木の治療、病虫害駆除を行っていく予定でございます。

それでは、具体的に今回案件になっております特別保護樹木の指定について御説明いたします。

指定件数につきましては1件、指定本数については2本です。

指定場所につきましては、原町二丁目になります。

保護樹木の指定年度は、昭和48年、2本とも昭和48年の指定でございます。

指定番号については、昭和48年の299、300。

樹種につきましてはともにイチョウですが、1が雌、2が雄になっております。

幹回りにつきましては、1番の樹木が4.77メートル、2番については4.57メートルになります。

それでは、具体的に1本ずつ御説明いたします。

1番のイチョウについてです。

当該樹木は、幸国寺というお寺の境内に生育していきまして、高さ約16メートル、幹回り4.77メートル、樹齢は500年以上と推定されております。太平洋戦争時に戦災を受けておきまして、一部焼けておりますけれども、延焼を避けるということで、南側の建物を守ったという経緯がございます。現在は生育良好です。根元は、踏圧を避けるために、人が立ち入らないように、丸太ぐいによってさくが設置されております。昭和48年、区の保護樹木として指定されまして、昭和62年4月3日、区の指定文化財として天然記念物指定されてございます。平成10年、突然葉を落とし始めたため、所有者による応急処置、治療が行われました。その際に近隣住民及び関係者から、大銀杏延命施術浄財勸募という募金活動が行われてお金が集められ、応急処置治療に充てられました。そのときの記念碑も建立されております。

指定理由といたしましては、新宿区みどりの文化財（特別保護樹木）指定要綱第2条第1項第2号の地域の象徴となっていることに該当すると思われまます。

続きまして、2番目のイチョウです。こちらは雄木になります。

当該樹木は、先ほどの1の同敷地内の境内内でございますが、地盤の高さが1段下がった場所でございます。約80センチ程度、墓地内でございますが、下がった低い場所に生育してございます。高さ約17メートル、幹回り4.57メートル、樹齢もほぼ先ほどのイチョウと同じ500年ぐらいと推定されまます。生育も良好でございます。根元周辺に墓石がございまして、

所有者が現在、墓石所有者と移設について交渉中であります。交渉後は、立ち入りができないようにさくを設置する予定であります。このため、今後の根元周辺の生育空間の確保も図られるということでございます。昭和48年に区の保護樹木として指定されております。こちらにつきましては、区の天然記念物指定のほうはされてございません。

指定理由としましては、先ほどと同様、新宿区みどりの文化財（特別保護樹木）指定要綱第2条第1項第2号の地域の象徴となっていることに該当するために、指定していきたいというふうに思っています。

また、所有者の方は、推定樹齢が一緒であることと雌雄一対であるということから、一緒に保護・保存を行っていきまして、特別保護樹木としても一対で指定することを希望されております。

以上、特別保護樹木の指定についてです。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、ここで御質問、御意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

林委員、よろしく願いいたします。

林委員 保護樹木のことで今伺ったんですけれども、ここで目的は樹木の保護育成というふうにおっしゃったんですけれども、具体的に区としては保護育成というのは、どんなような活動をされているのかがまず知りたいということです。

それと今の御説明だと、平成10年に突然木の葉が落ちたので近隣の皆さんが騒ぎ出したとあるんですけれども、およそ樹木ということ、保護育成が手順よく行われていて、突然ということがちょっとにわかによくわからないので、その辺のところを具体的に。

この2点、お願いします。

熊谷会長 それでは、事務局、よろしいでしょうか。お答え、お願いいたします。

事務局 それでは、1点目ですけれども、保護樹木の支援につきまして何を行っているかということですが、維持管理にかかる費用の一部の助成ということで助成金の支給。2点目は、賠償責任保険の加入ということで、保護樹木等の枝が折れたとき等に、通行人にけがを負わせた場合や、倒木によって隣接家屋の一部を損壊させた場合などは、区が加入している保険の対象になるという保険に入っております。3番目が緊急時の維持管理ということで、強風等によって保護樹木が倒れた、枝が折れたなど、緊急時には区が所有者にかわって対処しております。また、昨年度から保護樹林等につきましては、落ち葉の回収の支援のほ

うもしてございます。それから、保護樹木の移植については、保護樹木等移植助成制度というのを行っております。

2点目の突然葉が、ということですがけれども、保護樹木、今申し上げました支援制度の中で、御相談があった案件につきまして見に行かせていただきまして、状態が悪い場合は樹木医等々、診断を受けて、御協力して樹勢を、また生き返らせる形での支援をしておりますけれども、年間を通して所有者のほうから申し出がない場合につきましては、御相談のほうに、こちらのほうから調査のほうには伺いませんので、この平成10年の段階も、御相談があつてこちらのほうも見に行ったという経緯はございますが、突然葉が落ちた理由については、そのときにはわからなかったと思います。あくまでもこれは推定になりますので、ちょっと理由のほう、平成10年の理由については今わかりません。

熊谷会長 林委員。

林委員 それでは伺いますが、これはあれですか、落ち葉の回収、要するに人的な、労力的なあれは余り今、資金を出す、その他、知恵を出すというような御援助はされているようですが、人的に動くというようなあれは今余り感じないんですけれども、落ち葉の回収のお手伝いということはどういうふうになれば。ちょうど当方も保護樹木のあれが、ケヤキとクスノキ等のあれが、特にケヤキの落ち葉が今積極的に落ち始めていますので、こういうような回収のお手伝いを何か、知らなかったんですけれども、申請すればお手伝いしていただけますか。相当の量なんですけれども。四、五本あるんですけれども。

熊谷会長 よろしいですか、事務局。それでは、お願いいたします。

事務局 保護樹林等の落ち葉の回収につきましては、樹林の落ち葉を袋に集めていただくのは、所有者さんにやっていただいております。45リットルのごみ袋、3袋までは通常の可燃ごみとして出せるんですけれども、それ以上ためた場合に、清掃事務所のほうでは対応が難しくなるということで、こちらのほうに事前にファクスで、何袋ありますというのを通知していただいて回収しているということになります。11月から1月の週1回程度ということでやっておりまして、11月に入りましたけれども、毎週月曜日に回収に伺うということで御相談に乗っております。今年度も助成金の申請書類の送付のときに、みどりの文化財のガイドブック、今こちらの小さいB6サイズのしおり、そちらに載っております、この落ち葉回収の流れの中でやっておりますので、もし3袋以上たまった場合は、こちらのほうに御連絡いただければ、請け負っている回収業者のほうがりていくという作業をさせていただきます。

林委員 では、佐藤さんに伺いますけれども、それではこの袋は、袋の申請方法としては、こ

ちらの佐藤さんのところに申請、電話か何かでもってすればよろしいですか。それと、回収のあれもそこでもってお願いするというような、方法としてはそういうことでよろしいんでしょうか。早速したいと思いますので。

事務局 保護樹木の担当の宮田と申しますけれども、宮田あてに電話をいただければ、申し込み用紙のファクスをお送りいたします。そのファクスに自宅のどの場所にごみ袋を置いておくので、何リットルの袋を何袋とりにきてくださいというように書いていただきまして、ファクスを送り返していただくということをしていただければ、いつでも対応できますので。ただ、11月から1月の週1回程度、今のところ毎週月曜日の回収になります。その前の週の金曜日を締め切りとさせていただいての調整でお受けいたしますので、今回の場合も用紙のほうをお渡しいたしますので、それに、地図、どの場所にごみ袋を置いていただくか書いていただいて、送っていただければと思います。

林委員 わかりました。ありがとうございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかにも保護樹木をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、区のほうではできるだけ対応しておるようでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの特別保護樹木について何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これについては新宿区で第1号になるわけでしょうか。大変立派な樹木を第1号に、特別保護樹木として指定できたので、新宿区としてもこれから大変いい成果が上げられたというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

どうぞ、椎名委員、お願いいたします。

椎名委員 ほかの自治体のこともちょっとかかわっていますけれども、この保護樹木を特別保護樹木というふうに指定する制度はなかなかないと思います。やっぱり先進的な取り組みだと私は思っております。

やはり具体的な保護の方策とか、そういうものも非常に大事なんですけども、特に地域がこういうふうに延命施術浄財勧募、こういう運動ですね、こういうものを、地域の象徴というんですかね、心の象徴というか、そういうものになっていくと。樹木がそういうものになっていくというのは、またすばらしいことだと思います。

具体的な木2本につきましても、なかなか生育状況はいいようでございますので、異常落葉というのは時々樹木にございまして、なかなか原因がわからないのが現実なんです。樹

木はしゃべってくれませんので、なかなか我々もわからないんですけども、異常落葉、そのときやっぱりきちっと対応するというのが周りの人の、特にモニターしているというか、通常見ている人のいろんなお話を聞いて原因を探ってなるべく対応していくと。見守ってやるというんですね、それが非常に大事だと思います。

ただ、とても状況はいいので、これから立派な木にさらになって、保護樹木としてやっていけるのではないかというふうに思っております。

以上です。

熊谷会長 貴重な御意見ありがとうございました。今御指摘にあったように、本当23区内でも大変ユニークな指定でございますし、それからおっしゃったように区民の、特に地域の住民の方の非常にいい意味で成熟した、そういうみどりに対する関心をお持ちですし、また見せていただくと所有者の方も非常に真摯に、積極的にそういうことに対する御理解をいただいているようでございますので、せっかくですからこの特別保護樹木については、何かの機会に区のほうの広報紙にでも、ぜひ区民の皆さんにもお知らせいただけたらと思います。

それでは、特別保護樹木についてはお認めをいただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 次に、保護樹木等の指定及び解除についてに移らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、資料4に基づき御説明をいたします。

再度、担当の職員より映像を交えて御説明させていただきますので、室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局 それでは、引き続きましてまた宮田が担当いたします。

保護樹木等の指定及び解除につきましてです。

平成22年9月11日から11月5日に届け出あるいは同意のあった案件でございます。

今回の指定・解除件数でございます。

保護樹木につきましては、指定件数3件、指定本数3本。解除件数につきましては4件、解除本数5本。

保護樹林につきましては、指定、解除ともに申請、同意ございませんでした。

保護生垣につきましては、指定はございませんでした。解除件数については1件、解除延長については27メートルでございます。

それでは、具体的に説明してまいります。

すみません、保護樹木等の推移についても御説明いたします。

前回の小委員会との比較も踏まえまして、今回の保護樹木、保護樹林、保護生垣の現在の本数と承認後の増減につきましてですけれども、保護樹木につきましては、承認後は274件、1,075本から273件、1,073本、1件の減少と2本の減少になります。保護樹林につきましては、変化なく、37件、8万9,638平方メートルになります。保護生垣につきましては、44件、1,195メートルから43件、1,168メートルで、1件で27メートルの減少になります。

保護樹木等の指定につきましては、保護樹木、3件、3本ですけれども、具体的に樹種は、1件目がソメイヨシノ、幹回り2.07メートル、生育は良好でございます。所在地は下落合三丁目です。2番目にスダジイにつきましては、幹回り1.20メートル、生育良好でございます。西早稲田三丁目でございます。3番目のカキにつきましては、幹回り1.24メートル、生育良好でございます。上落合二丁目でございます。

1件目の下落合三丁目でございます。ソメイヨシノでございます。こちらにつきましては、生育良好で、同敷地内にもたくさん樹木をお持ちのところでございますけれども、入り口のところのソメイヨシノのほうの指定をさせていただきました。区道に少し越境してございすけれども、毎年、剪定業者を入れておりまして、こちらは通行人に支障のないように管理していただくようにお約束しております。

続きまして、西早稲田三丁目のスダジイでございます。こちらにつきましても、幹回り1.2メートル、生育良好でございますが、隣接地にかなり近いために、そちらについては、越境している部分については御迷惑にならないように、お隣の方とお話し合いのもと、剪定を毎年入れていただくようにお約束してございます。

上落合二丁目のカキの木でございます。こちらにつきましても、一部越境しているところがございすが、既に隣接の方とはお話し合いのほうはしておりまして、カキの実を自由に取っていいというようなことでお話し合いもできているということで、富有柿になりまして、甘柿になるので、隣接の方も喜んでいるのではないかということでした。

続きまして、保護樹林の指定でございますが、こちらのほう、先ほど申し上げましたように今回は指定はございません。

保護生垣の指定もございませんでした。

指定は以上になります。

続きまして、保護樹木等の指定解除につきまして、保護樹木4件、5本でございます。

一番目のものは、平成10年に指定したスダジイで、幹回りは1.30メートルになります。指定解除の理由につきましては、樹木の所有者が当該土地に居住していないことによりまして、適切な維持管理が困難となったために、指定解除の申し出がございました。下落合二丁目でございます。

2番目に、昭和57年に指定がありましたイイギリで、幹回り1.38メートル、指定解除の理由は、枯死したためということでございます。矢来町になります。

続きまして、3-1、3-2は同箇所でございますが、昭和53年のエノキでございます。幹回り2.40と2.41、擁壁及び家屋への影響と倒木の危険があるためということで、指定解除の申し出が出ております。

4番目は、平成10年に指定いたしましたサクラ、ソメイヨシノですが、枯死したためということで、上落合二丁目でございます。

具体的に、下落合二丁目のスダジイでございます。こちらのほうは、樹木の所有者が当該土地に居住しておりませんで、現在コインパーキングの駐車場になってございます。適切な維持管理が困難となったため解除してほしいということで夏から御相談がきていまして、何度も御相談に乗ったんですが、隣接地、今見えていますピンク色のビルというか、戸建てなんですけれども、戸建てのところには実は防犯上のカメラが2台設置されていまして、そちらにすぐ樹木のほうがかぶってしまうので、越境枝と、あと落葉のほうも、居住していないので、いつもそのお隣の方に迷惑がかかり毎年苦情がきています。すぐに、隣接に近いために、剪定しても剪定しても追いつかない形でカメラのモニターに樹木の葉っぱが映ってしまうということもありまして、所有者がこれ以上継続して、こちらのスダジイを持っていることはできないということで、今回指定解除の申し出がございました。区のほうもかなり何度も所有者さんとお話しして、保存していただけるように働きかけましたけれども、居住していないということが一番の理由だということでございます。

続きまして、矢来町のイイギリでございます。こちらにつきましては衰弱し、枯死しております。樹皮も剥脱しているという状態でございました。並びに保護樹木のクスの木がございまして、こちらのほう、かなり生育が旺盛でございまして、根元の生育空間がイイギリを抑えた形でクスの木が伸びているということもございまして、イイギリのほうがかんどん衰弱していった、ことしこのような状態になったということで、指定解除の申し出がござい

した。

続きまして、弁天町のエノキでございますが、写真で見ておわかりになるように1本の樹木のように見えますけれども、実はこれ2本が一体化してございます。高台にあるため、樹木が与える擁壁及び家屋への影響と倒木の危険性を心配しました土地所有者から指定解除の申請がございました。右下の写真でもちょっとわかるかと思いますが、既に3段の擁壁につきまして、石垣につきましてはかなり膨らんでいる状態でございます、土地所有者の方が擁壁に与える樹木の影響を考えて、指定解除をお願いしたいということで申し出がきております。

4番目が上落合二丁目のソメイヨシノでございます。こちらにつきましては、ことしの夏に衰弱し、枯死し、既に危険性を感じた所有者のほうで伐採しまして、区に指定解除の申請があったという案件でございます。今はこういう形で駐車場のほう延伸してしまったんですけれども、夏場に枯れたので、剪定業者が来たときに切ってしまったという後からの届け出ということになります。

続きまして、保護樹林の指定解除につきましてですが、今回は案件がございませんでした。

3番目に、保護生垣の指定解除につきましては、1件、27メートルでございます。

平成3年に指定されましたヒイラギモクセイの生垣でございます。高さ1.8メートル、延長27メートルで指定されてございました。指定解除の理由ですが、相続による所有者及び用途の変更のためでございます。所在地は西落合三丁目でございます。

左の写真が指定当時の生垣でございます、右側が現状でございます。実は右上と右下で27メートルの延長が、所有者が2名になりましたので、2軒に分かれているんですけれども、残った生垣のほうですが、保護生垣の指定の延長を満たさないことから、残りのほうも保護生垣の解除というふうになりました。27メートルのうち、約半分が違う所有者になりまして、半分の残りが今までの所有者でございますが、保護生垣の延長は15メートル以上ということになってございますので、こちらのほうは要件を満たさないということで申し出がございました。

以上、保護樹木等の指定及び解除についての説明です。終わります。

お願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

金田委員、お願いいたします。

金田委員 この指定解除をもしされると、この木は一体どうなってしまうのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

事務局 指定解除につきまして、その後、所有者の方がどのような形で継続して、伐採されるのか、それとも伐採しないのかまでは区役所のほうでは確認しておりません。

熊谷会長 斉藤委員、お願いいたします。

斉藤委員 ちょっと教えてほしいんですけども、いわゆる保護樹木が年にとって枯死するということは、ある程度樹木医等が延命するということがあると思うんですけども、成長に伴って擁壁とかいろんなものに影響を与えるということについて、やっぱり1,000何件あると10年後、20年後に予測できるようなことがあるのかということと、あとその場合に、予測できる場合、いろいろ対策はもちろんあるんだと思うんですけども、剪定とかで割と成長をある程度抑制するような形とか、その周りの状況を少し改善するようなことを将来的に検討するとかということで、1,000件についてある程度、予想される措置の仕方が幾つかあるのかなという、そのあたりはどういうふうになっているのでしょうか。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

事務局 事務局の小菅と申します。よろしくお願いいたします。

今、斉藤委員のほうから御質問のございました大きくなった樹木で、なおかつがけの上にある樹木の対応ということでございます。今、保護樹木1,075本ございます。その中で、こうしたがけの上にある樹木というのは少なからず新宿区はございます。一つ、新宿区は全く平坦な土地ではございまして、淀橋台地ですとか、あるいは神田川の丘陵というか、かなり高低差がありまして、地形上どうしてもそういうところに樹木がございまして、

それともう一つ、鉄道が明治に開通してからずっと開発が進んでおりまして、それ以降どんどん区内にあった樹木は伐採されている、少なくなっている。あるいは敷地の中に家が建つということで、今ある樹木のほとんどは敷地のど真ん中にあるわけじゃないんですね。むしろこうした土地の周り、あるいは周辺部、あるいはがけの上とか建築のしにくい場所ですとか、不便な場所というか、手の入りにくい場所にそうした樹木は多く残っているという状況がございまして。こうしたことから保護樹木につきましても、今、斉藤委員の御指摘のあったように、がけの上にかんりの樹木があると考えております。

保護樹木に指定するということは、成長が早い樹木です。クスですとかサクラですとかケ

ヤキですとか、そうした樹木がどうしても指定の対象となります。そうしますと、指定してから10年、20年たちますとどんどん大きくなりまして、がけの上にあった樹木というのは、やはり危険性を帯びてくるのかなというふうに感じております。

そうした中で、正直申しまして保護樹木のそうしたがけの上にあるものに対する対応というのは課題であるというふうに考えております。特に今回、1件、弁天町にございます樹木の解除につきましては、これ昭和53年の指定なんですけれども、植えたときはこんなではなかったんですね。それが大変な巨木になって、今後どういうふうに対応するかということ、区のほうは迫られているわけでございます。

今、例えば平成18年度から樹木の剪定を区が所有者にかわって行う、つまり樹木というのは、保護樹木は個人のものですけれども、ある意味、大きな樹木は公のものという考えで、区のほうで剪定、維持管理しようじゃないかということで、対応といたしまして、その大きくなった樹木の枝を落とす。そうすることによって風通しをよくして、樹木が風をうける圧力を抑える。あるいは枝を落とすことによって重心を下げる。安定させる。土圧にかかる負担を軽減する。あるいは樹木そのものの重さを軽くすることによって、土圧にかかる負担を軽減する。そうした維持管理の方法で何とか対応できないか、残していけないかというふうに考えてございます。

ただ、一方でそれでも難しい場合もあるかと思えます。それにつきましては今後の課題として、あるいは擁壁を補強するとか、ワイヤーで樹木を引っ張って、その揺れを軽減するとか、そうした広義的な意味ですね、そうしたことも今後検討していかなければならないのかなというふうにございます。

以上でございます。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。はい、よろしく願いいたします。

椎名委員、お願いいたします。

椎名委員 恐らくこのエノキのことだと思います。今お答えにもありましたけれども、かなり生育旺盛ですね。非常にいいと思います。まだエノキ本来の樹形を保っておりますし、王子の狐の昔の江戸名所百景に出てきますけれども、そういう樹形になって、東京のエノキの本来の形を保っていると。恐らくこれ相当、下の条件さえよければちゃんとしたエノキに成長するのではないかというふうに思いますね。

恐らくこれは擁壁を何らかの形で木のために防護する、それから住民の安全のために防護すると。擁壁の状態が3段というお話ですけれども、継ぎ足し、継ぎ足しでやっていらっし

やるからあれなんですけれども、確かにそういうハードの制度と、それと相続とかそういう問題が出てくると思いますので、今度は地主さんの意向みたいなものというのがもう一つ出てくるのですか、なかなか難しい問題だと思いますけれども、この山の手の台地と、それから神田川やなんかの河川という形で、がけとか坂とかが多い新宿のまちであれば、やはり宿命的なニーズだと思いますし、地域のシンボルとしても相当立派なものだと思いますので、ソフト、ハードを含めてぜひ検討していただいて、新宿らしさを残すという意味での施策につなげていただければ、素晴らしいことだなというふうに思っております。

熊谷会長 今の御意見に対していかがですか。事務局、特に。承っておきますか。

事務局 この樹木は、非常に大きな樹木ですので、ちょっと詳しく御説明させていただきたいと思えます。

映像を御用意してございますので、ちょっと暗くさせていただきます。

この樹木は、新宿区の弁天町にございまして、都営地下鉄大江戸線の牛込柳町の北側、外苑東通りの西側という場所に位置してございます。

この映像は、ちょうど外苑東通りから見たところとございまして、地域のシンボルというか、非常に良好な景観、樹木としての景観を構成してございます。

これは西側から見ました景観でございます。ことしの夏に撮ったものでございます。周辺は駐車場になってございまして、そうしたこともございまして、非常に遠くからでも目立つ樹木でございます。

昭和53年に指定したときには、恐らくというよりも、2本の樹木が並んで立っていたと思われましても、現在はこのような形で2本の樹木が1本の幹になってございます。一体化してございます。

これは今年の11月ごろに撮った写真です。先ほどごらんいただきました映像よりも枝張りが大きいのがおわかりになるかと思えます。

これは昨年、大きな樹木なものですので、非常に落ち葉がたくさん落ちるということで、近隣の方、周辺の方から、落ち葉がとっても多いので、区のほうで何とか剪定等してもらえないかということの御要望をいただきまして、昨年12月に区のほうで3日間をかけまして、こうしたクレーンで剪定作業を行いました。

これはちょうど剪定を終えた直後の樹木でして、樹冠がコンパクトになったのがおわかりになるかと思えます。

これは東南の角から見たがけ、土どめと樹木の位置関係を示したものです。

平成22年3月に、新宿区は区内全域を対象に、がけ及び擁壁の点検調査を実施いたしました。その調査結果を所有者及び管理者の皆様へ送付いたしました。この樹木のございます。がけ、擁壁につきましては不健全というふうに区のほうは判断いたしました。不健全とは、不安な兆候があらわれており、改善が望ましいと思われる状態のことをございます。調査所見といたしまして、がけ部分には巨木が存在し、根により地盤への影響が懸念されるということ調査報告書のほうにうたってございます。また、改善方法の例といたしまして、樹木が擁壁に与える影響がないように伐採、または移植することが望ましいというようなことを書いてございます。

一方、この土地に住んでいる方は実は借地権者をございます。土地の所有者はまた別のところにいらっしゃいます。その両方に、区のほうは調査結果のほうを送付したところをございます。

この手前の擁壁につきましては、高さが大体2.3メートルから2.5メートルをございます。擁壁の種類は大谷石をございます。その上にコンクリート重量ブロックを積んでいるところをございます。

これは、また別の方向から撮った映像をございますけれども、位置関係としては、こういった状況をございます。

区の調査結果を受けまして土地の所有者は、独自にがけ及び擁壁の状況について、土木系の会社及び大谷石の専門業者の合わせて3社に独自の調査を依頼してございます。いずれの調査結果においても、擁壁は劣化し、不安定な状態にあると。その要因の一たんが、樹木の影響によるということ指摘しているとのことでした。

区も業者のとった調査報告書の一部を取り寄せまして内容を確認したところをございます。

これはその擁壁なんですけれども、一部にずれですとか、あるいはこうしたクラックというんでしょうかね、そうしたものが生じてございます。

これは上部を写したところをございます。

東南の角地にある敷地をございます。これは南側の擁壁を映した映像をございます。南側はちょうど坂になってございます。その坂に沿ってこうした形で大谷石あるいはれんが積みという形の擁壁になってございます。

このような形に大谷石のほうがずれたり、クラックが生じたりしてございます。モルタル等で修繕しているところをございます。

こちらモルタルあるいはコンクリート等で詰めて、応急的な措置をしているという状況

でございます。

これはれんがの擁壁の部分でございます。

ちょうど入り口、高台にありますので、こうした階段で敷地の中に、家の中に入っていきんですけれども、その内側というんですかね、その外側の道路に沿った擁壁のほかに、敷地の中にもこうした大谷石あるいはブロックが積んでございます。それで、こちらの擁壁、土どめのほうが樹木に近いものですので、敷地の中にある擁壁のほうが大きくはらんでいる状況でございます。

これが、その状況でございます。

区は、ことしの8月に樹木医に樹木と擁壁についての調査を依頼いたしました。内容は、擁壁周辺の地盤を、深さ1.2メートルくらい掘削いたしまして、保護樹木の根がどのくらい擁壁に影響を与えているか。つまり、直接押しているのかどうかということを調査いたしました。その結果、直接根が擁壁を押しているという事実はないことを確認したところでございます。

ただ、一方で樹木が間接的に擁壁に与える影響については、今回の調査からは不明ということで、樹木による負荷も、擁壁に対してはやはりあるというところまでが判断したところでございます。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。今のより詳細な説明をお受けしましたけれども、さらに何か御意見ございますでしょうか。

椎名委員、いかがでしょうか。

椎名委員 なかなか難しい話かなというふうに思います。剪定前の木を見ていると、やっぱりすばらしいエノキですね、これね。本来のエノキの形、東京都内でこれだけ残っているというのは、なかなかないのではないかと。樹木医的な立場からいえば、ぜひ残してほしいと思いますけれども、まあ生育基盤をどう整えるか、人々の安全も含めて、日常生活ね。そこら辺を、今の制度の中ではちょっと難しいんでしょうけれども、このエノキを通して将来そういうものが出来たらどうするかということは、やはりかなり焦眉の急ではないかなというふうに思いますね。

ただ、今見せていただいて、1.2メートルですか、深さ、掘って根を確認して、直接当たっている太い根やなんかはないというお話ですので、若干のスペース的余裕があるのかなと。それと階段がもう一つこっち、はらんでいた擁壁があつて、さらに階段が90センチぐらいあ

るということを考えると、生活者の不便ということはあるかもしれませんが、階段のつけかえができるのかどうか、ちょっと敷地の状況でわかりませんが、そういうことを考えると若干まだ区のほうが積極的に出れば、まあ制度がないといえればそれまでなんですけれども、出れば、まだスペース的な余裕があるような気がしますね。

見ていないので、私もよくわかりませんが、これもひとえにあれだけの立派な木があって、何か2本が均一になったみたいな話もありますので、そういう点でもすばらしいのかなという希望的な部分ですけれども、そんな感じをいたしました。

熊谷会長 土屋委員、お願いいたします。

土屋委員 すみません、あちらの木なんですけれども、実はことしの8月に、その前にある建物に用事がありまして、私のほうで実際にその木を見ているんですけれども、実際大きな木ですごく印象的で、かつ建築的に見るとすごく擁壁が危ないというのは率直に思いました。やはり大谷石の場合は、積み上げて、垂直の力には力があるわけなんですけれども、横方向の力に対してはそれほど補強されていませんので、そういう意味でいうと、例えば地震があったり、それから雨がたくさん降ったり、かつ、先ほど風という話がありましたけれども、この木に対して風圧がかかったときに、実際どのぐらい力が加わるかということを見ると、やっぱり早急に手を入れないとまずいと。擁壁そのものに手を入れた場合、ざっくりなんですけれども、やはり大谷石を取り壊して、鉄筋の入ったコンクリートの擁壁につけかえたほうがいいと思いますので、そのコストをやっぱりちょっと、千万単位ぐらいのお金はかかるんじゃないかとは思っています。

たしか新宿区の場合、耐震補強に関しては、住宅、それから擁壁に対しても何らかの補助金が出ているはずですので、例えば耐震補強という関知から、あそこの擁壁が危険性があるという部分で、それに対する例えば新宿区の補助金なりを充当して、それで木を維持しつつ擁壁が崩れないような対策というのは、コスト的に検討する必要があるんじゃないかと思えます。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

斉藤委員も、関連して、お願いいたします。

斉藤委員 ちょっと見せていただいている、やっぱり都市の骨格のみどりって、当然崖錐とかああいものが非常に目立つわけで、緑被率は同じだけれども、緑視率でいくと、やっぱり都市の品格というか、貴重なわけですね。なので、ちょっと私も、何でこういう研究が余

りやられていないのかなと今思うんですけども、やっぱりそういう崖錐の緑地というのをもっと長期の目で、何かいろんな、保護樹林にしてもそうなんですけれども、ちょっと別な角度で、技術開発も含めて、それこそ個人でできるようなものじゃない額ですし、規模なのに、区全体の骨格のみどりとしてすごく目立つものなので何か研究したいなと思います。

コメントなんですけれども。

熊谷会長 それでは、副会長、お願いいたします。

奥水副会長 先ほど事務局のほうから、指定解除後の扱いについてはフォローしていないという話がありましたけれども、ちょっとそれはもう少しフォローしたほうがいいのかなと思いました。この木を見てですね。

それは、この木を伐採するにしても相当お金がかかりますね、これは。半端じゃないお金がかかります。さらに伐採した後、どう処理されるか。産業廃棄物で捨てるとなると、これまた相当お金がかかる。大変お金がかかるんですね。そういう意味では、所有者の方には大変な、ある意味で負担がかかる。一種のペナルティーという言い方が正しいかどうかわかりませんが、こういうことになるんですね。これは大変なことだと。

条例第18条かな、「保護樹木等の所有者等と協議のうえ、当該保護樹木等を譲り受けることができる。」という条文があるんですね。ですから、伐採したものを仮に区が譲り受けて、例えばチップにする、ペレットにする、ペレットストーブで燃やす、サーマル熱回収するというようなことをして、積極的にとことん木を使い尽くすと。木を殺すわけですから、殺生するわけですから、やはり最後まできちっと面倒を見るというふうなことも、これからどんどん保護樹木がふえてきて樹齢を重ねますと、こういうことがたくさん起こってくる可能性があるんですね。そういうことを考えますと、では伐採した後どうするかということまで、そろそろ考える時期にきているのかなと思います。そういう意味で、とことん、この木のために使い尽くしてやると。最後、ペレットストーブで燃やした灰は、まだどこかの木の根元にまけば花が咲くという花咲かじいさん作戦になるわけですから、そういうふうなことをすれば、解除するこの審議会の皆さん方、多分残念だなというお気持ちの方がすべてだろうと思いますし、区民も残念がる。その気持ちのむなしさを、それで解消できるかどうかわかりませんが、とことん使い尽くしてやるという処置をするということで、少しでもその気持ちを整理をつければなという感じがしました。

これ感想なんですけれども。以上です。

熊谷会長 ほかにございますか。

林委員、お願いいたします。

林委員 お願いします。

本当、今副会長が言われたとおりでと思うんですけども、現在あと一步のところまでできているんですね。ちょっと話がそれたら恐縮なんですけれども、新宿区は基本条例がほとんどできかかって、あと最終審議も終わって、最終の承認を待つところまで来て、公表もされていますけれども、非常に第1項でもって、緑被率の低下ということによって言われていますけれども、区の方に伺いたいのは、ちょっと条例とのあれでそれていたら恐縮なんですけれども、基本条例では今皆様言われたような、こういう保護あるいは特別保護についての考え方というのは、どんなふうを守っていかうたわれているのかなというのがちょっと心配なので、そこを教えていただきたいというのと。

もう1点は、これもまた話がそれたら恐縮なんですけれども、今私どもはここ、私は素朴な疑問なんですけれども、非常にみどりのことに対して思い入れのある、私の名前でもって特別というか保護樹木の指定も昭和46年にいただいているという責任もあたりで、この参加させていただいているその上での区民としての素朴な意見なんですけれども、15名の方がここに委員として、新宿区のあれを請け負うという形でもって委員の方が審議会におられますけれども、きょう私どもが見せていただくのは、冒頭この審議会の初めてのときに一応の御説明は区のほうからもありましたけれども、小委員会で決まったものについて、私どもはきょうこれ見えていますけれども、私としては、まあ出席率の問題だとか、要するに結局出席率の問題だとは思うんですけども、15分の何というよりも、今回は8分の5だったそうなんですけれども、いずれにしろどのみち約五、六割の方がお集まりのようなんですけれども、きょうはこういう形で集まっていますけれども、小委員会という形、ほかの委員会では、私はそういうことはちょっとないものですから、とにかくこれだけ重要なことは結果を見るのではなくて、何で小委員会というのは、私ども一般の公募した区民が出れないのかなという形で、8人の方がお出になっているようなんですけれども、ほかのいろいろな背景があるんでしょうけれども、私は一個人としては……

熊谷会長 林委員、ちょっとよろしいですか。

林委員 そこをちょっと御説明いただきたい。

熊谷会長 委員長として説明しますので。

今ここで御審議いただいているのは……

林委員 だから最初に言ったように、話が……

熊谷会長 いえ、ちょっとお聞きください。

今ここで御審議いただいているのは、小委員会の後に出てきた案件です。ですから、9月11日から11月5日までの案件について、ここで御審議いただいて……

林委員 ああ、そうですか。わかりました。

熊谷会長 小委員会は、こういうことが年間数回のここの審議会では大変なので……

林委員 いや、会長、何が大変なんでしょう。我々みんな会議があれば、みどりの思い入れのある人たちは、わざわざ論文まで書いて区のほうから選んでもらって、こういう形で公募しているのに、要するに小委員会というあれ以外にはもう出れないわけですよ、こういういろいろな関心があってもね。それで、会議でもって結果を教えていただいて、そこで論じて、もう時、既に遅いという感じは私ども区民のあれとして。

私は、この審議会を、ますます発展のために思うのは、区民なんていうのは二、三年たてばかわっちゃいますから、また違う人がくるんでしょうけれども、いずれにしろほかの委員会でも私は発言させていただいていますけれども、ちょっと小委員会というのは、我が委員会ではそういうことはやりませんというふうに、どの行政の方もおっしゃっているのに、このみどりの会だけはどうしてかなと。

熊谷会長 経緯を御説明します。

林委員 それは、だから一番最初にあなたのほうから伺っていますからわかるんですけども、なぜ、ではどういう人選をされたんでしょうという話になりますね、これ。どうして私が入っていないんでしょう。具体的に言うと。みどりのことに関心があって、発言したくて、関心があるのに出てこなくていいということですから……

熊谷会長 いえ、そういうことではございません。

林委員 いや、そういうことです。私はそうとっていますから。それで、もうだめなら私はきょうをもって、意味がないから辞退しようと思ってきょうは出てきています。

熊谷会長 経緯だけ御説明いたします。

林委員 経緯はいい。

熊谷会長 この審議会はもう10年以上続いておりまして……

林委員 あなたが10年間やっているんですか、ずっとそれではかわらずに。

熊谷会長 やっております。それで、この審議会は、この指定解除以外にもいろんな案件がございまして、それをすべて……

林委員 だから、それをみんなで論じましょうということで15名の方、あなたを除いた14名が

選ばれているのに、何で小委員会なんていうのを設けるんですか。

熊谷会長 いえ、それはおっしゃるような御意見が今までも何回も出て、審議会で……

林委員 あなたのやりいいようにやっているんですか、それでは熊谷さんが。

熊谷会長 いえ、そんなことございません。

林委員 それでは、全員の方がその都度出るようにして、その結果、参加、不参加があったとしてもそれはしょうがないんだけど、最初から8人の方を選んで、今回も8人の方のうち御出席が5名というようなことをやるよりかは、分母は多くすべき、それが普通の論法じゃないんですか。

熊谷会長 経緯を御説明するしかないんですけれども……

林委員 あと、それと最後に人選を具体的に、私は自分のことだけで言っていますから、区民として素朴な疑問ということで、何で私が小委員会に入っていなかったんだろうと。私は区の人にも最初に聞きましたから。どういう人を選んでいるんですか、それだけ言ってください。私のことを言ってください。何で私を、林さんは外しましたと。

熊谷会長 いえ、そんなこと……

林委員 いやいや、外しているんですから。

熊谷会長 ございませぬ。

林委員 ございませぬじゃない。

熊谷会長 では、私から御説明すると……

林委員 私は一応区民を代表してきているつもりでいますから、あなたの回答次第で私は発言は別なところでしますから、熊谷さん、あと区のやり方について。

熊谷会長 わかりました。

では、私からお話しすると客観的じゃないかもしれませんが、事務局のほうから。

林委員 逃げた、あなた。

熊谷会長 いや、逃げておりませぬ。事務局から説明をしていただいて……

林委員 では、小委員会をなくし、今後はそうしようというふうに言えませぬか。今後はみんなで討論しましょうよということになるんじゃないですか。

熊谷会長 全員の方から御意見をいただいて議論いたしますので、まず事務局……

林委員 あなたが十何年もやっている、やっぱりそういうふうになっちゃうんだよ。総理大臣は1年に一遍かわればいいの。

輿水副会長 一回ちょっと。

熊谷会長 どうぞ。

奥水副会長 小委員会を設置するということと、小委員会のメンバーについてはこの審議会で議論して、御承認いただき、それで動いているわけですね。この審議会での合意事項で小委員会がつくられ、小委員会のメンバーも、この審議会で合意されたメンバーでやっているということだけ押さえていただいて……

林委員 外された皆さんの気持ちというのは、そのみどりのことを大切にすると同時に、人間の気持ちというものもあるでしょう。それどういうふうにあれですか。発言できないじゃないですか。

みどり土木部長 私のほうから、すみません、今回の小委員会の設置につきまして御説明申し上げたいと思います。

熊谷会長 お願いいたします。

みどり土木部長 本来であれば当然のように、今、林委員から出たように、何かあれば皆さんにお集まりいただいて御審議をいただくというのは、私たちもちろん行うべきだというふうに認識しているところでございます。しかしながら、みどりの推進審議会は、今御審議いただいている保護樹木の新たに指定するとか解除するというもののほかに、緊急的に議論していただく項目もございます。だから、後ほど御説明申し上げますが……

林委員 部長、緊急だから人数少なく、緊急だからこそ、たくさんで話すべきこと、重大なことなんでしょう。何考えているんですか。

みどり土木部長 ただし、皆さん、御都合もでございますし、いろんな……

林委員 御都合なんか、みんな集まるじゃないですか。誘いもしないでにおいて、御都合もへつたくれもないでしょうよ。まずは出せばいいじゃないですか。

みどり土木部長 林委員が委員となる前の期のときに、やはりそういう制度があってもいいんじゃないかという御審議をいただきまして、小委員会というものはつくったという経緯がございます。これは我々、継続的に制度というのは確保していく必要があるというふうに認識してございますので、例えば公金の活用で公園用地を買うとかというときは、皆さん全員集まるというのはなかなか難しいことは我々も認識しておりますが、制度上そういうことで、ここで御審議いただいて、承認いただかないと買収などもできないという我々のシステムがございます。

林委員 これ何で8人なんですか。

みどり土木部長 今回、小委員会というのはですね……

林委員 ちょうど半分、数字がすべて半分半分じゃないか、成立するような人数をうまいぐあいに計算しているんですか。

みどり土木部長 御審議は別に承認いただくことが目的ではございませんので、ただ我々……

林委員 こんなことさえなければ、もともと、軽々と論ずることじゃないかもわからないけれども、整々と進んだでしょう。別にこのままやれば、皆さん、出る出ないは、その日の皆さんの御都合に任せればいいんだけど、最初から8人にしますということ自体はおかしいと思いません。だけど、これ。

まず公募しておいて、出てこなくていいというのは、それだったら最初から形づくりですから。やっぱり新宿区も、だからそういう意味では、これからは仕分け作業が入ってくるけれども、行政の皆さん、思うとおりにはいきませんよ。

事務局 補足をさせてください。

熊谷会長 どうぞ。

林委員 会長と一緒に結託しているんじゃないか。

事務局 小委員会について、若干補足させていただきます。

15名の委員の皆様の全員に集まっていたかどうかというのは、これは実は大変なことです。事前に会長、副会長あるいは学経の先生、皆様に事務局のほうは御都合のいい日を1カ月以上前から、2カ月ぐらい前から御相談させていただきまして、その中で皆様が御都合のいいとき、少なくとも会長、副会長の御都合のいいときに開催させていただく、これがなかなか合わないんですね。会長、副会長2人でさえそろわない、これが1つ原因でございます。

もう一つ、小委員会……

林委員 あなたがね、そう言えば言うほど言いわけがましく聞こえるから……

事務局 いや、御説明はしないとイケないと思います。

林委員 いつもあなたそうだけどさ。

事務局 15名の中から8名を選ぶ、これは私どものみどりの条例、みどりの条例施行規則のほうで選びました。選んだのは、学経5名の中から3名、区民委員6名の中から3名、団体関係4名の中から2名、こうした構成にさせていただいております。その中で、学識経験者の中で3名といたしまして、小委員会には熊谷会長、興水副会長、斉藤委員。それから、区民委員につきましては6名いらっしゃいます。この中に林委員もいらっしゃいます。その中で、3名をあらかじめ選ばせていただきました。これは林委員が一番最初の審議会で委嘱状を受け取ったときに、会長のほうから小委員会はこの8名を選ばせていただくということで名前

を挙げさせていただいております。

これは会長から御相談がございまして、区民の中から3名を選んでいただきました。それは、その中に今、林委員は何で入っていないんだということでございますけれども、実は審議会は男女を合わせて、女性の方も、意見を聞くようにということでございまして、どうしても女性を入れないといけない。たくさんというか、小委員会の中にも女性の意見を加えないといけない。区民委員は女性の方が3名いらっしゃいますので、その中から3名の中の2名を入れさせていただいた。男性につきましては、金田委員にお願いしたというところでございます。決して林委員を会長が意図的に外したとか、そういうことではございません。ましてや、一番最初に会長が指名したときには、会長はこの名簿だけを見て、ある意味選んだところがございます。ですから、そうした事情を踏まえて、決して意図的に外したとか、そういうことじゃないということは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

林委員 私、そんな会長さんに選んでもらいたいなんてつくづく思ってなんかいませんから。それから、言いわけがましいこと聞きたくないんだけど、要は15名でやろうということで、みどりを審議するものと思って参加させてもらっているわけですから、そこへきた途端に、その当日に、これこれかくかくしかじかの理由で、約55%ですね、8名の方だけ小委員会でもって緊急の場合にはと。理由はあれだけでも、それは最初に言われたって意味よくわからなかったんだけど、つくづくその会の終わりのときには、これ変な会だなというふうに私は印象を持っていますけれども。

要は今私が言いたいのは、私の任期もそんなにもうないでしょうから、あと半年か1年ぐらいの、きょう最後かあと半年ぐらいの話だから、皆さん方は、残りの方はまた営々この会でやられるから、区民としては、かえられるのは大体、ほかの審議会もそうですけれども、区民の人だけが大体公募でかわっていますから、役所のそういうやり方についても私も非常に疑問を持って、やっぱり仕分けがこれからは必要になってくるんだろうと思うんですけども、要は最後まで、私、あなたの説明なんか少しも聞きたいとも、参考にも何にもならないんだから。要は、せめて私が、こうやって関心を持ってみどり、この会を離れても私としては、今後、樹木のあれとしては、ナカヤマさんだとかその他、地域の人と一緒にこのあれを、審議会、条例づくり等にも携わっていますから、全く関係がなくなるわけでもないですから、要は最後まで15名なら15名で、小委員会だかなんだかそんなものというのは、今後は私の耳にはしたくないと、そういうのが課長さん、希望です。ダメなら、もうきょうでやめ

ます。

熊谷さん、どうしても小委員会やりたきゃ、仲間でやってくださいよ、それじゃ。何だかしらないけど。

熊谷会長 では、林委員のほうから今、小委員会についての……

林委員 提案ですから。

熊谷会長 はい。それについては次回……

林委員 またですか。

熊谷会長 はい。小委員会について議論をさせていただきたいと思いますので、とりあえず今のただいまの審議事項の1つであります保護樹木の指定解除で、繰り返しになりますが、林委員のおっしゃったように……

林委員 すみません、その話。すみません。

熊谷会長 それについては、小委員会以降に出てきた案件でございます。

林委員 すみません、それはちょっと知りませんでしたので。

あと、会長ちょっと。

熊谷会長 どうぞ。

林委員 私も、これもお恥ずかしいんですけども、その件はさっぱりとしていただいて、本当によくわからないんですけども、先ほども椎名先生も言われたんですけども、特別保護樹木と一般的な保護樹木というのは何か、条例上ではあれなんですけれども、意味がちょっとわからないので、何で特別がつくのかなど。こっちのほうは特別とつきませんので、そこを教えていただけますか。

熊谷会長 では、事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、説明いたします。

先ほど御説明いたしました特別保護樹木ですけれども、本来、保護樹木の中から地域を代表する特に重要と認められる樹木を特別保護樹木として育てるということですが、内容が何が違うかと申し上げますと、指定の基準として先ほど申し上げましたが、学術上もしくは歴史上の価値、または希少性が高いと。今回のほうも樹齢約500年ということで、かなり区内の民有地の中にある樹木としては希少性が高いというふうに思われ、選ばせていただきました。また、地域の象徴となっている。先ほども申し上げましたが、皆さんが守ろうということで記念碑もつくってございますし、募金もして、選ばれるべき地域の象徴となっている木であること。それから、樹勢及び樹形が良好でというのは、保護樹木と一緒にになりま

す。将来の生育空間が確保されている。先ほど申し上げましたように、根元の周りにつきましても人が立ち入らないように保護してございますし、上空の空間につきましても墓地内でございまして、隣接地に接することなく樹形を保てる空間に生育されているものでございます。また、所有者等が、滅失、枯死、その他やむを得ない事由以外の理由によって、当該樹木を伐採しないことに同意していると。保護樹木につきましても、所有者が建築計画等がある場合に指定解除をすることがございますけれども、特別保護樹木につきましても、今申し上げましたように滅失、枯死、やむを得ない事由、その他やむを得ない事由というのが何かというのもございますけれども、当該樹木を伐採しないことに同意しているということが違う点でございます。現在、特別保護樹木に指定しようとしている樹木についても、この条件で伐採しないことに同意されております。

支援の内容として違ってきますのは、維持管理方針の策定ということで、樹種、生育状況及び周辺環境などを考慮しまして、樹木に適した維持管理の方針を樹木医を入れて策定するという作業がございます。また、おおむね3年に1回、樹木医による診断、それから剪定、施肥等につきましては、通常の保護樹木については区のほうはしませんけれども、こちらの特別保護樹木につきましては、区が定期的に樹木の剪定や支障になっている枝の枝おろしなどを行うことになってございます。

また、今回指定の対象の樹木につきましては、都市計画部のほうで進めている景観重要樹木への指定も検討され、守るべき樹木として生育、保護していくというふうなものになってございます。

以上でございます。

林委員 ありがとうございます。よくわかりました。

熊谷会長 それでは、指定及び解除につきまして、本日の御審議をいただいている事項について何か御意見、御質問ございますでしょうか。

金田委員、よろしいでしょうか。では、お願いいたします。

金田委員 私、先ほど手を挙げましたのは別の問題なんですけれども、この指定に関しましては、指定を解除することに関しましては特に異存はありませんが、その後の問題を考えると、後の問題のほうが大事ではないかというふうに思いますので、解除だけで済ますわけにはいかないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

熊谷会長 ありがとうございます。

先ほど副会長からも御意見ございましたし、それから椎名委員のほうからも、解除以前に

非常にこういうようなものの取り扱いについての審議会としての御意見をいただきましたけれども、何かございますでしょうか。

池邊委員、お願いいたします。

池邊委員 今の関係なんですけれども、保護樹木の移植についてというのに、ここに助成金額とか書いてあるんですけれども、基本的にはこういう費用というのが、これ上限、工事費用の2分の1というふうにあるんですけれども、樹木1本当たり30万円ということで、これは保護樹木に指定されているようなかなり大きな木である場合とか、あと今回のように擁壁の中とかで掘り取りが通常の庭での掘り取りと異なるときなんかについては、全くけたが違うような費用なので、その辺についても今後ちょっとそういったものへの対処、今回はこのエノキが特別保護樹木にも指定されているわけではありませんが、今、椎名委員がおっしゃられたように、東京都の中でもかなり重要だという、そういうものを何のあれもなく伐採されるのを見ているのかというところにつきまして、今後対処が必要なのではないかと思います。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

それでは、本日の案件につきましては、原案どおり一応指定と解除についてはお認めをいただけたというふうにさせていただきたいと思います。

ただし、大変貴重な御意見を伺いましたので、特に椎名委員、それから土屋委員も、非常に別な観点から御指摘いただきましたし、斉藤委員、副会長、池邊委員、それから金田委員も含めまして、それらの御意見を事務局のほうでもう一度整理をしていただいて、できれば所有者の方なり、あるいは管理をしている方に、特に解除される樹木については、審議会としてはこういうような意見があったのでというようなことで、ぜひお伝えさせていただきたいと思いますが、そのようなことで、事務局、それは可能でしょうか。

事務局 所有者、管理者のほうには、その旨を申し伝えるようにいたします。

熊谷会長 ということでございますので、本日の御指定について、あるいは解除についてお認めいただきまして、解除の案件については、きょういただいた審議会の御意見を所有者の方にお伝えをするということで、お認めをさせていただきたいと思います。

なお、その内容については事務局にお任せをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

◎新宿区みどり公園基金の処分について

熊谷会長 それでは、続いて新宿区みどり公園基金の処分について。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。事務局の佐藤と申します。よろしくお願いたします。

まず初めに、公園の映像を見ていただこうと思いますので、照明を落とさせていただきます。詳細は後ほどお手元の資料でもって御説明をさせていただきます。

今回、基金の処分をいたしまして、土地の購入に充てさせていただく場所でございますが、おとめ山公園の周囲にあります公務員宿舎、もともとの公務員宿舎の跡地でございます。目白駅と高田馬場駅からちょうど中間ぐらいの位置でございます。

今の現況の公園の写真でございます。わき水でもって構成されました池がございまして、魚ですとかエビ、そういったものが生息してございます。

実際、拡幅の場所でございますが、パワーポイントのほうで青で表示している部分でございます。今回買いますのが、一番南側にございます斜め線で示されたところでございます。写真で見ますと、こんな形で購入予定地がでございます。

実際に購入する場所の詳細な図面でございます。宿舎が建っておりまして、北側に向かって斜面地で上がっていくような状況でございます。

これが現地の写真です。左下に、ちょっと図面に、小さいんですが矢印を入れてございます。おとめ山公園の真ん中の道路を上がっていく角のところを下から見たところでございます。ヒマラヤスギが立っているような状況でございます。

次の写真が、ちょうどおとめ山公園に上がる坂の途中から敷地を見たところでございます。これは反対側、上から見おろすような形で撮ったところでございます。

これが坂の途中のところから、見上げるような形で撮ったところでございます。

映像はこれで終わりとなります。照明をお願いします。

では、お手元の資料に沿って御説明をさせていただきます。

現在、みどり公園基金、残高につきましては16億9,417万2,235円でございます。

購入する土地は下落合二丁目、面積1,942.6平方メートル、集合住宅、3階建てが2棟、今、建っている状況でございます。整備は、区立おとめ山公園と一体となる形での整備を予

定しております。

今回の用地の買収の費用でございますが、8億5,800万円となっております。22年の当初の予算額では、全体、この用地取得の費用として11億8,687万5,000円を見込んでおりましたが、土地価格が若干下落していることで、購入価格8億5,800万円ということで減っております。

実際どういった費用を使って購入するかということになりますと、おとめ山公園、都市公園でございますので、都市計画交付金、あとは基金、あとは公園整備費は起債になりますけれども、債券を発行しましてということで考えています。このほかに、昨年の予算の段階では想定をしていなかったんですが、国庫補助金、都市公園を整備するときに国庫補助のお金がもらえる予定となっております。現在この内訳に関しまして、財政課のほうで割り振りを決めている最中でございます。実際の基金の取り崩しの額はまだ確定していない状況でございます。

基金を活用する理由でございますが、裏面に活用についての考え方をつけてございますけれども、みどりの創出及び保全に資する土地であること、公園等の拡充に資する土地であること、総合計画に定める「みどりの骨格の形成」に寄与、落合斜面緑地のみどりの保全、拡充に寄与する土地である。そういったことから、基金の充当をさせていただければと考えております。

説明は以上となります。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの案件について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

どうぞ、土屋委員、お願いいたします。

土屋委員 予算では11億8,000万円ということで、4億円基金を使われる予定なんですが、買収金額が8億5,000万円ということは、結果的に幾ら使うという形になるんでしょう。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

みどり公園課長 買収金額は確定をしております。契約日、11月13日で契約をしております。

ただ、区で買う内訳というんですかね、どこからお金を支出するかということはまだ確定ではございません。現在、財政課が、国の補助金ですとか都の補助金、都市計画交付金などを含めて調整を行っているところでございます。少なくとも、この予定した4億4,957万円よりは少なくなるということでございます。

熊谷会長 ほかに何か御質問ございますか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、下落合二丁目の用地の取得につきましては、原案どおりお認めをいただいたという事にさせていただきます。

ありがとうございました。

◎緑確保の総合的な方針の策定について

熊谷会長 次に、報告事項に移らせていただきます。

1つ目に、緑確保の総合的な方針の策定について、報告をお願いいたします。

事務局、よろしくをお願いいたします。

事務局 それでは、引き続きまして佐藤のほうから説明をさせていただきます。

お手元の資料6に沿って御説明をさせていただきます。参考として配付させていただいております概要版をお手元に出して、一緒にごらんになっていただければと思います。

まず最初、開いていただいて、A3ぐらいの大きさになるように開いていただきますと、よろしいかと思えます。

方針の目的でございますが、民有地のみどりをまちづくりの取り組みの中で計画的に確保するというのが方針の目的でございます。公有地ということではなく、民有地のみどりをいかに守るか、そういう観点からの方針でございます。

この方針の計画期間は、平成22年度から31年度までで、5年ごとに改定を予定しています。今回の場合は、2年後に更新が1つ予定されてございます。

方針の構成でございますが、概要版のほうにも書いてございますが、既存の緑を守る方針、緑のまちづくり指針、新たに取る組む施策ということで3点柱がございます。

詳細の説明は概要のほうにもございます。中を開いていただきますと、この既存の緑を守る方針のほうに新宿区のほうでも候補地という形で挙げてございまして、開いていただいた右側の真ん中のところになるんですが、崖線（〈水準1〉から〈水準3〉）となっていますところの番号、1番、水準1というところに、自治体名、新宿区で、下落合二丁目と挙げてございます。こちらが、先ほど御説明させていただきましたおとめ山公園の拡充に関する部分でございます。

その右側にある地図のほうに、赤い字で¹という形で入っている。場所を示してございます。

そのほかに、確保候補地という形で、区部で新宿区で6カ所、これは落合の斜面緑地を形

成しています民有地のみどりのところを確保候補地という形で、樹林地、挙げさせていただいているところがございます。

今後の予定についてでございますが、2年後に方針の更新を現在予定しておりまして、東京都と特別区、市町村が合同で検討を行っております。「緑確保の総合的な方針」で提案したプロジェクトの内容の検討、進行管理、これは新たに取り組む施策の例という形で折り畳んだところ、あけたすぐのところへ幾つか挙げてございますが、こういったものの内容の検討、進行管理、あとは新たな確保地、確保候補地がないか、そういったものの積み上げ、あとはちょっと充実が図れなかったというところがございます。緑のまちづくり指針、「10年間で、緑の創出を伴うまちづくり事業をリスト化」というところがございますが、こちらの充実のための検討、そのほかに、また新しく盛り込むべき施策についての検討ということで、検討を今後行っていく予定となっております。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの報告、緑確保の総合的な方針について、何か御質問ございますでしょうか。

いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

具体的に新宿区がかかわれるのは2カ所で、やはり他区とか比較して新宿区の厳しさをよくわかりますね。やはりこういう状況ですから、新宿区のみどりが大変総体的に貴重なことがわかりますので、ある意味でこれを再認識していくいい材料になろうかと思えますけれども。

よろしいでしょうか。特にこの総合的な方針について何か御意見等あれば、またこの資料をごらんになっていただいて、後ほど事務局のほうにでもお申し出いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

◎新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針について

熊谷会長 それでは、次の報告事項に入らせていただきます。

新宿区魅力ある身近な公園づくりの基本方針について。

事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針について御報告いたします。

本方針は、前回、本年1月22日に開催いたしました21年度の第3回みどりの推進審議会にお諮りをしたものでございます。当日は活発な御審議をいただき、ありがとうございました。

いただきました御意見、御指摘を踏まえまして、その後、熊谷会長、奥水副会長の御指導を賜りまして、最終的に本年3月に区長決定をとり、今お手元にごございます方針としてまとめさせていただいたものです。

方針は、本編ともう一つ、概要版、両方を取りそろえております。

ここで1つおわびをしなければいけないんですけれども、本来ならもっと早い時期に委員の皆様へ御報告したいと思っておりましたけれども、当審議会にて御報告をと考えておりましたので、本年度第1回目が11月にずれ込んでしまったということで報告が遅くなりました。このことについておわびをいたします。

それでは、もう少し詳細について担当から御説明をいたします。

事務局 担当の公園計画係、高橋と申します。

資料としては、お手元の資料7の1枚、表、両面あるものと、冊子の本編、それから概要版という形で構成されております。

では、お手元の資料7に基づきまして御説明させていただきます。

新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針についてということでございます。

こちらの方針につきましては、新宿区総合計画及び新宿区みどりの基本計画を受けて、公園を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題に対応し得る公園の整備及び管理運営に関する新宿区の基本的な考え方を示す指針としまして、新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針として、平成22年3月に策定したものでございます。

こちらは、今後の新宿区の公園行政におきまして、各種の施策を展開していく上で基礎となる基本的な考え方を示す指針として活用してまいりたいと存じます。

それでは、方針の概要について、続きまして御説明させていただきます。こちらは、お手元の概要版という薄いこちらのほうにも記載してございますけれども、こちら中、開いていただきまして、こちらの左ページのほうに書いてございます。

まず、方針の目的でございます。

公園が、区民に魅力ある身近な存在として有効に利用されるよう、区民等とともに進めていく公園づくりの方向性を示します。こちらが、この方針の目的となります。

続きまして、(2)の公園の現状と課題についてでございます。

こちらは、今見ていただいています概要版の中、開いての右ページ、こちらに公園の現状と課題ということで、6つの項目を挙げてございます。詳細は、そちらの概要版のほうをごらんいただければと存じますけれども、公園の整備状況ですとか各種の課題等を整理してご

ざいます。

続きまして、(3)として今後の公園づくりの基本的な考え方という形でございます。

こちらが、今度、中を開いていただいて、さらに観音開きの中ページを開いていただいて、左ページ、一番の左ページのほうに掲載させていただいております。

今後の公園づくりの基本的な考え方でございますが、公園の課題の改善を図り、魅力ある身近な公園づくりを進めるため、今後の公園づくりの基本的な考え方と、方針の実現に向けて進めていく取り組みの方向性及び取り組み例を体系化し、取り組みの展開を示してございます。

それぞれ大きな項目として色づけで分けてございますけれども、1、2、3という形で、1番のところは、例えば公園整備の視点からの公園づくりというような形のものをまとめてございます。また、2番のオレンジ色の部分でございますけれども、こちらは協働の視点からの公園づくりというようなものをまとめてございます。また、3番目、最後の薄青い部分ですけれども、こちらは公園の運営の視点からの公園づくりというような項目をまとめてございます。

続きまして、ではお手元資料7の2、今後の取組みでございます。

こちら(1)として、公園機能の充足に向けた取組みでございます。こちらは、今開いていただいております概要版の、今度は中央部分の左側に書いてございますけれども、公園機能の充足に向けた取組みという形で、小規模公園の連携、私どもグループ化というふうに申しておりますけれども、そういうものと、あと機能の分担を図っていくということ、それから隣接地区とのネットワーク化や公園的空間との連携を図っていくということ、こちらのよ
うな項目を考えております。

また、(2)として区民や事業者等との協働に向けた取組みとしては、ワークショップによるみんなで考える公園づくりや、公園サポーター制度の一層の充実、それから民間の創意工夫を活かした管理運営や新たなサービスの提供の検討、こちらを現在進めているところでございます。

また、(3)としまして、最後、使いやすく安全・安心な公園づくりに向けた取組みという形で、その中での取り組みとしまして、公園のユニバーサルデザイン化でありますとか、清潔できれいなトイレづくり、また公園への水害対策施設の整備等を進めていこうということ
ころでございます。

このような形でございますけれども、先ほど課長のほうからもございましたけれども、前

回、平成21年度第3回新宿区みどりの推進審議会、こちらで御審議をいただきました。そちらでいただいた御意見につきましては、その資料7というものの裏側のほうにまとめてございますけれども、何点かございますけれども、こちらのこういうそれぞれの事項を、細かくはちょっと紹介するようなお時間ないかと思うんですけれども、いただいた意見はこのように内容を私どものほうで検討させていただきまして、この方針づくりの中に活用させていただいておるといふことと、あとそのほかにも、これからも実際この方針の運用の部分に、ぜひとも活かしていきたいというふうに考えてございます。

説明としては以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告事項の魅力ある身近な公園づくり基本方針について、御質問なり御意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

金田委員、お願いいたします。

金田委員 以前にもこの会で話したことがあるんですけれども、私どもの地域に富久さくら公園というものがあります。そこで、今何が起きているかというのをちょっと御報告して、私のこの提案にかえさせていただきたいと思っておりますけれども、非常にコミュニティが活発になりまして、単なる公園を利用するというよりも、新たなコミュニティをつくる場所としての役割を担っているのではないかというふうに思っています。公園の中に水辺がありまして、そこに一番人が集まってくるわけですが、そこでさまざまな人が行き会い、話し合い、そしていろいろ一緒に遊んでいるうちに非常に地域が活発になってまいりまして、この中に書かれていることに附属して、新たにコミュニティの新しい生成というのが1つのテーマになってもいいのではないかなというふうに思いました。

熊谷会長 ありがとうございます。

武山委員、お願いいたします。

武山委員 今、金田委員のお話あったように、確かにすばらしい公園を見させていただきました。小規模公園のグループ化によるということで、中心になる公園が、あれだけ面積があればいいことなんですけれども、中にはやっぱり小規模で、こんな日の当たらないところに、なぜこんな公園が必要なのかと、だれも遊んでいないじゃないかというところに遊具が置いてあったりなんかするんですね。みどりですので、大きな木があって、これを確保するためにある一定の空き地を確保する、これはわかるんです。それは構わないんですが、そこになぜブランコが、横にくっつけなきゃいけないのかというふうなところも、かなりやっぱり四

谷とか、これは牛込のほうでも、都市部、いわゆるビルがある、左右にビルがあつて光のないところの空き地を確保するために公園になっているというところもございますので、それならいっそのことただのみどりにして活用すればいい。そうすればそこを、例えば商店街があればイルミネーションをちょっとつけたりなんかして、そこになぜブランコと滑り台がいるのかというような形のところもちょっと考えるところありますので、公園を整備する中で、やっぱり環境に合った、小さな公園は小さい公園なりのことをもう少し現実的に対応してやっていただければと思っております。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、藤野委員、お願いいたします。

藤野委員 先ほどおとめ山公園の買収の土地なんですけれども、そこに古い建物が、官舎が建っていて、幽霊屋敷のようになっていたので、近所に住む私としては大変ありがたく思っています。

補足で、おとめ山公園、すばらしい公園なんですね。それが広がる、大変ありがたく思っております。

それから、ちょっと本当にこれは要望で、一区民としての要望で申しわけないんですけれども、マスコミとかでも話題になっている下落合四丁目にマンションが建ってしまっていて、そこを、許可を新宿区がおろしたとかいろいろもめていまして、そこも非常に場所はいいんですけれども、ずっと建物が建ちっ放しでして、公園にできたらいいなど。本当に要望で申しわけないんですが、思います。あのまま建っていると、それこそ浮浪者が住み込んでしまったらどうなるんだろうとか、場所的にちょっとそういった変な方がいらっしゃるようなところではないんですが、非常に近所としては困っております。タヌキがそばにすんでいる森がありますので、もう少しみどりを広げていただけたら、本当にありがたく思っております。

個人的な意見で申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

今までの御意見について、何か事務局からありますでしょうか。では、課長、お願いいたします。

みどり公園課長 富久さくら公園につきまして、お褒めの言葉、活用されていることをお褒めいただきまして、ありがとうございます。ここは、地元の方も熱心に、つくる前から御要望

がありました。つくった後も、まちの方々がいろんな面倒を見ていただいているということで、非常にいい公園になっていると私どもも感じております。

それから、使われていない小さな公園、今、新宿区で180以上の公園を抱えているんですけども、いわゆる小さな公園が非常に多いという中で、以前は公園には遊具は必ず設置しなければいけない、ブランコ、砂場、滑り台を設置しなければいけないということでございましたが、今はまさに委員御指摘のとおり、小規模公園のグループ化によりまして機能の分担をしていくという考え方をしています。やはりただ遊具があればいいということではなくて、遊具のないところはみどりをふやすとか、地域ごとに分担して、少ない土地を有効に活用していくような方策を、これから考えていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それから、下落合四丁目のマンションの土地ですけれども、安全性に対して十分配慮していくということにつきましては担当課のほうに確認します。

それから、公園にしてほしいというお話しは、御要望として承っております。

以上でございます。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。

池邊委員、お願ひいたします。

池邊委員 すみません、1つ御質問なんですけれども、この機能分担、小グループ化による機能の充足というのは、とてもいいプランだと思うんですけれども、これは各公園にも、ここにあるようなサインみたいなのが表示されていたりするのでしょうか。

要するに、地域の人々に対して、そういうふうにグループ化して、遊ぶときはあそこだよとか、何かそういうような、地域の人がわかっているという前提なのかもしれませんけれども、やはり整備の質を変える以上は、何かそういうふうに案内みたいながあると、地域の方にも非常に優しいのではないかと思います。

よろしくお願ひいたします。

熊谷会長 いかがですか。では、また課長、お願ひいたします。

みどり公園課長 この方針は今年度策定したばかりです。ことしから、こういうことで地域と話し合いをしていくわけですけれども、話し合いの中でこういう見やすいサイン等も検討していきたいと思っております。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

新宿区は、先ほど申し上げたように、みどりが非常に限られた、少ない、そういうハンデ

がありますので、それをいかに知恵と、それからできればいろいろな財政援助も含めて確保していくということが、これから大事だと思いますけれども、それについてもやはり区民の皆さんのみどりに対する理解が、どのくらい関心を持っていただいて、できればみどりが少ないところだからこそ成熟したみどりに対する、いい意味で大人の意見とか理解を求められたら大変ありがたいなと思っておりますし、審議委員の皆様にも、その辺についてはぜひ御理解と御協力をいただきたいと思えます。

特に今、私もどこかでちょっと申し上げたことがあるんですけども、よくみどりが人を育てると言いますが、というか人がみどりを育てることが言われていたんですが、最近のみどりが人を育てるといような、そういう考え方が大分現実味を帯びてきて、先ほど金田委員のおっしゃったことなんかというのは、まさに地域のみどりが住民の方たちと意識を高めて、そういう方々が成熟していかれるということで、大変このみどりの審議会にとってはうれしい情報だと思いますし、全区がそういうことになれば、先ほど林委員のほうから厳しい御指摘ありましたけれども、個別のみどりを守るについても、我々が幾ら頑張っても、それを越えたところで、やはり区民の理解がないとどうにもならないということでございます。

一方で、先ほどあったように、さまざまな方が、確かに新宿区は30万の人口のうち1割の3万は外国の方ですし、それから事情からいっても不在地主の方も結構おられたり、それから所有者と住まわれている方が違っているというようなことも大変あるので、複雑な状況の中でみどりに対して共通な理解を求めていくというのは大変大事だと思いますので、その辺もぜひよろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

それにつきましても、一番、私、大事なものは、この審議会の中での委員の方々の共通認識とか、あるいは理解が大変大事だと思いますので、先ほど議論の途中で御発議のありました林委員の御意見も、十分に私ども考えていかなければならない部分かなと思いますので、次の審議会には何かそういうことに対してまた、きょうはちょっと時間がございませんので、委員の皆様方の御意見を再度お伺いして、よりレベルの高い審議会にさせていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎連絡事項等

熊谷会長 それでは、ただいままで報告事項、終わったようでございますが、そのほかに何かございましたら事務局のほうからお願いいたします。

よろしくお願いたします。

みどり公園課長 それでは、連絡事項ですけれども、その前に、直接この会には関係ないかもしれませんが、実は昨年度からみどり公園課で、皆さん御存じの方も多いでしょうけれども、新宿御苑の中に玉川上水をしのぶ流れ、散歩道をつくりました。先週の29日に、日本公園緑地協会が主催するコンクールに応募したところ、国土交通大臣賞をいただきました。そのことも含めて、きょうの区広報に掲載させていただいております。

この流れにつきましては、先月21日に、NHK番組のブラタモリという番組でごらんになった方もいらっしゃるかもしれませんが、そこでもこの流れについて紹介していただいたところでございます。

引き続き我々としては、新宿区のみどり、水辺の創出をこれからも進めていきたいと考えております。

報告は以上ですけれども、次回の第2回みどりの推進審議会ですが、来年2月ごろの開催を予定して調整を進めさせていただきたいと思っております。委員の皆様には、文書にて改めて御通知をさせていただきたいと思っております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、椎名委員。

椎名委員 今の玉川上水の復活、これ水源というのは。ちょっと書いてありますが、ちょっと詳しく、個人的に知りたいというだけなんですけれども。

みどり公園課長 これは検討会をつくって、4年、5年にわたって検討してきた中で、一番大きな課題の1つであります。

大きな問題が2つありまして、1つは新宿御苑というもともと国の公園に、地方自治体である新宿区が、そこに施設をつくれるのかどうかというところでした。それは、クリアできました。

もう一つは、水源をどう確保するのかという問題でした。いろいろな案がありました。地下水、要するに井戸を掘る、その当時工事中であった地下鉄副都心線のトンネルからわき出た水を使う、それから新宿にあります落合処理場の水を、明治通りの下を通過して、品川区や目黒区が目黒川や呑川などの川に浄化のために流しているんですけれども、その水を途中でもらえないか、水道水を使う、いろいろ検討しましたが、検討会の中に東京国道事務所が、入っていたんですが、その東京国道事務所が、御苑のこの土地の下に甲州街道の御苑トンネ

ルがあるんですけれども、その下に出ているわき水を、まさにうちが、新宿区がつくろうとしている流れのそばのところから下水に排出をしているという事実がわかりました。国交省、国道事務所の御協力を得まして、その水が使えることとなりました。年間、少なくとも1日当たり15立米から多いときで50立米ぐらいのわき水を、くみ上げて下水に捨てているということでございました。水質調査をした結果、何ら流れに使うことは問題ないということで、その水を利用しまして流れに活用したというような経緯がございます。

椎名委員 ぜひ見に行かせていただきます。ありがとうございます。

熊谷会長 では、池邊委員、お願いいたします。

池邊委員 すみません、もう会が終わったのであれなんですけれども、1つだけ。先ほど緑確保の方針のお話ありましたけれども、実は私、これに携わっているんですけれども、ことしから緑確保の方針に従いまして、セブンイレブンさんと東京都さんとでみどりの基金の活動を始めています。それで、今までは全国のセブンイレブンに集まったものが、どこに寄附されちゃうかわからなかったんですけれども、今回から東京都内で集まった基金は、すべて区内の樹林地の、ことしはとりあえず屋敷林の管理の助成に充てられるということになりましたので、皆さん何かのときにはセブンイレブンのあれで、これは樹木のボランティア団体の方への補助に充てさせていただいていますので、多分新宿区も今後そういう屋敷林の管理とかがあったら、ことしはもう応募は終わってしまいましたけれども、来年等、応募していただければと思っております。

すみません、ちょっと宣伝をさせていただきました。

熊谷会長 ありがとうございます。

どうぞ、林委員。

林委員 先ほどは本当に個人的なことで、ちょっと納得がいかない点があったものでお騒がせをいたしました。それで、何か次回、会長のほうからお話があって、次回もしかしたら一応小委員会ということのあれについて御審議いただけるようなので、私としてはきょう限りと思っていたんですけれども、首が1回つながったと思って、来年2月、それではもう1回、出させていただきますので、どうぞお耳ざわりでしょうけれども、よろしくお願いいたします。

それと、あとこの新聞のことで、先ほど椎名先生のほうからもお話があったんですけれども、たまたまブラタモリというのを私も拝見していたら、まさにこのことが出ていたんですけれども、珍しいなと思って非常に関心を持って見ていたんですけれども、その人たち、

新宿区の職員の方が、非常に男性の方がよく御存じ、にこにこ笑いながら本当にタモリさんとその他女性の方に説明をしていたんですけれども、ちょっと私が不思議に思ったのは、都立新宿高校のところまで行ったら、新宿高校の中の外れのところに、木の大きいえぐった枠のようなものがぼんと置いてありまして、そして新宿高校の学生さんたちに、タモリさんが行っている質問をしても、もうその生徒さんも、それから学校の先生も、いやよくわかりませんというようなものがぼんと置いてあったんですね。どうもそれは、新宿区の職員の方がちゃんと説明をされて、実は当時のこれが木できちんとできた寸分の揺るぎもない、何というんですか、そこからがよくわからないんですけれども、要するに土管のようなもので、給水のための土管というか、木でつくったものだったんですけれども、それで私がちょっと、こんな余談になっちゃいますけれども、不思議だなと思ったのは、どうも当時はその下を給水と、それから排水の溝が別々にできていて、どうもあその新宿七丁目ですかね、あの辺の坂のところをずっと交差して流れていたというように聞いたんですけれども、そんなことが可能だったのかどうか、ちょっと変な質問ですみませんが。たまたまこのお話が出たものですから。すみません、もしおわかりなら。

熊谷会長 課長、お願いいたします。

みどり公園課長 委員のおっしゃられている枠ですけれども、私、きのうも見てきましたけれども、木ではなくて石ですね。石をくり抜いたものです。新宿の歴史博物館には、木でできた木樋は展示してございます。石を、あれだけのものをくり抜くというのはかなりの技術だったんですね。今でいうU字溝のように、かなり大きなU字溝になっておりますけれども、それが展示してあるというか、置かれているというような状態ですけれども、多分あれだけ大きなものを引き取る場所がないのではないのかなと思います。あのそばを通過していたことは間違いないので、それがそのまま新宿高校のところに置いてあるのかと推察されます。

現在の甲州街道、新宿高校とちょうど反対側になりますけれども、玉川上水が地下化して、ボックスカルバートというんですけれども、コンクリート製のトンネルになってその中を流れています。ただ、流れているのは玉川上水の水ではなくて、絞り水または下水なんですね。下水で漏れた水が入っている状態で、それが四谷の大木戸のところまで現在も流れております。

その石の樋が、下水か上水、両方流しているかどうかは、私どものほうではわかりませんが、当日、テレビで説明していたのは新宿区の学芸員、文化観光国際課にいます学芸員です。学芸員はいろいろ歴史のことも勉強しておりますので、そういうことに非常に詳し

いと思われます。

林委員 何かここにこ笑って。

みどり公園課長 そうですね。ここの1階に今いる人です。そういう状況でございます。

林委員 新宿高校のそれは、では我々がぼんち行って、ちょっと友人と見に行きたかったんですけれども、見れるんですか。高校へ入っていても。

みどり公園課長 敷地内に入れるかどうかはわからないんですが、外から、道路沿いから見えます。

林委員 道路沿いですね。

みどり公園課長 道路沿いのフェンスのすぐ横に置いてありますので。

林委員 すぐ横ですか。

みどり公園課長 はい。すぐ外から見えます。

林委員 では、近々行ってみます。ありがとうございます。すみません。

熊谷会長 ありがとうございます。

◎閉会

熊谷会長 それでは、時間を若干過ぎておりますが、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後12時08分閉会